

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

令和3年3月17日
企画管理部教育総務課
043-223-4143

1 改正理由

- (1) 令和3年度組織の見直し（第17条）
- (2) 教育機関設置条例の改正に伴う青少年教育施設の名称の変更（第39条）

2 改正内容

(1) 令和3年度組織の見直し

①教育政策課

教育立県推進室 ICT計画・環境整備班を室から独立させ、単独班に改組し、同室企画班及び推進班を統合廃止する。

②教育施設課

大規模改修室を新設する。

設備班を廃止し、電気班、機械班を新設する。

③教職員課

人事室、任用室を廃止し、県立学校人事室、小中学校人事室を新設するとともに、県立学校人事室の下に企画調整班、高等学校人事班、特別支援学校人事班、任用班を新設し、小中学校人事室の下に人事班、任用班を新設する。

以上の見直しのため、所要の規定整備を行う。

第十七条

- 2 次の表の上欄に掲げるそれぞれの部に当該中欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該下欄に掲げる室等を置く。

新			旧		
部名	課名	室名等	部名	課名	室名等
企画管理部	教育政策課	教育立県推進室、高校改革推進室、 <u>ICT計画・環境整備班</u> 、教育広報室	企画管理部	教育政策課	教育立県推進室、高校改革推進室、教育広報室
企画管理部	教育施設課	企画調整班、施設・管理班、 <u>大規模改修室</u> 、建築班、土木班、 <u>電気班</u> 、 <u>機械班</u>	企画管理部	教育施設課	企画調整班、施設・管理班、建築班、土木班、 <u>設備班</u>
教育振興部	教職員課	<u>県立学校人事室</u> 、 <u>小中学校人事室</u> 、管理室、免許班	教育振興部	教職員課	管理室、免許班、 <u>人事室</u> 、 <u>任用室</u>

3 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課に置く当該中欄に掲げる室に当該下欄に掲げる班を置く。

新			旧		
課名	室名	班名	課名	室名	班名
(削除)	(削除)	(削除)	<u>教育政策課</u>	<u>教育立県 推進室</u>	<u>企画班、推進班、I C T計画・環境整備 班</u>
教職員課	<u>県立学校 人事室</u>	<u>企画調整班、高等学 校人事班、特別支援 学校人事班、任用班</u>	教職員課	<u>人事室</u>	<u>高等学校班、特別支 援学校班、小中学校 班</u>
	<u>小中学校 人事室</u>	<u>人事班、任用班</u>		(新設)	(新設)

(2) 教育機関設置条例の改正に伴う青少年教育施設の名称の変更

令和3年度から現行の3つの「少年自然の家」と2つの「青年の家」を、5つの「青少年自然の家」に変更するため、教育機関設置条例が改正されたことに伴い、所要の規定整備を行う。

第三十九条 教育委員会の所管に属する教育機関は、県立学校のほか、次のとおりである。

新		旧	
十四	<u>千葉県立手賀の丘青少年自然の家</u>	十四	<u>千葉県立手賀の丘少年自然の家</u>
十五	<u>千葉県立水郷小見川青少年自然の家</u>	十五	<u>千葉県立水郷小見川少年自然の家</u>
十六	<u>千葉県立東金青少年自然の家</u>	十六	<u>千葉県立君津亀山少年自然の家</u>
十七	<u>千葉県立君津亀山青少年自然の家</u>	十七	<u>千葉県立東金青年の家</u>
十八	<u>千葉県立鴨川青少年自然の家</u>	十八	<u>千葉県立鴨川青年の家</u>

3 施行期日

令和3年4月1日